

令和6年度 三方原用水二期農業水利事業
導水幹線水路他補足検討業務

特 別 仕 様 書

【当初】

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 令和6年度 三方原用水二期農業水利事業 導水幹線水路他補足検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 この業務は、国営三方原用水二期農業水利事業の工事实施に利用するため、導水幹線水路5号バイパストンネル上流側に設置されている仮排水路及び施工ヤードを復旧するための実施設計（周辺整備含む）並びに南部幹線水路19号分水工を改修するための実施設計（補足検討）を行うものである。

(場 所)

第1-3条 この業務において対象とする施設の場所は、静岡県浜松市天竜区青谷地内及び中央区伊佐地町地内で別添位置図に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学

博士	農学	
シビルコンサルティングマネジャー	農業土木	

(担当技術者)

第1－8条 担当技術者は、設計業務共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－9条 設計業務共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する場合も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1－10条 受注者は、設計業務共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条 設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準設計「水路工」」及び「土地改良事業計画標準設計「ほ場整備」」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(設計条件)

第2－2条 設計の対象となる施設及び設計概要は次のとおりである。

- (1) 導水幹線水路 5号バイパストンネル上流部に設置された仮排水路及び施工ヤード
 - ① 仮排水路 既設構造：コルゲートフリューム1800×1000 C型 L=39.5m
 復旧条件：既設の排水口から普通河川までの区間を接続する構造とする。
 周辺の地山に擦り付けるよう埋め戻し復旧する。
 復旧延長 L=45m（取付部含む）計画流量 6.6m³/s
 - ② 施工ヤード A=1ha（うちほ場面積A=0.7ha）
 復旧条件：ほ場高さ EL. 90.000m
 利用地目 畑
 耕土厚 30cm
 排水暗渠 なし
 管理用道路から各ほ場へ進入できるように擦り付け、整地にあたっては東側にある既設普通河川にむけて勾配を設けることとする。
- (2) 南部幹線水路 19号分木工
 改修条件 本線 Q=2.276m³/s（代掻き期）
 分岐線 狸ヶ谷用水 Q=0.120m³/s（普通期） 電動バルブ化
 神田用水 Q=0.011m³/s（普通期）
 水位調整方法 固定堰による
 管理用進入孔及び機材搬入口を設ける。

(貸与資料)

第2-3条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料
1	H29 導水幹線水路バイパストンネル実施設計業務
2	H30 南部幹線水路実施設計その2業務
3	H31 導水幹線水路5号バイパストンネル建設工事 工事図面及び実施設計報告書

(貸与資料の取扱い)

第2-4条 第2-3条に示す貸与資料の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(測量条件)

第2-5条 測量条件は、次のとおりである。

- (1) 測量の基準は、測量作業規程第2条に定める世界測地系によるものとする。
- (2) 測量作業の基本条件是次の通りであり、本測量の基準となる既知点は、次表に示すとおりである。

既知の基準点・ 水準点名	標高 (EL)	備 考
H26-3	EL 95.229	3級水準点

- (3) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (4) 現地調査・測量を行う時期については監督職員と打合せを行った後、実施するものとする。
- (5) 測量を行う際は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

- (1) 本業務における設計作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙1の「作業項目内訳表」(該当項目)に○印で示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備 考
1) 導水幹線水路(5号バイパストンネル上流部の仮排水路及び施工ヤード)を復旧するための実施設計(周辺整備含む)	1式	
2) 南部幹線水路(19号分木工)を改修するための実施設計(補足検討)	1式	

(設計作業の留意点)

第3-2条 検討作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 本業務で対象としている施設の設計は全て、施設管理者からの要望に基づき、実施するものであるため、設計作業を進めるに当たり、関係機関との協議・調整を十分に行い、手戻りが発生しないよう留意しなければならない。
- (2) 施設の設計にあたり、維持管理のし易さや安全性を十分考慮し、かつ経済的な設計としなければならない。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプットの様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、そ

の出典を明示するものとする。

- (5) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図書に記入するものとする。
- (6) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に際し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。
新技術情報システム（NETIS）は、
<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。
- (7) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
「工事工種の体系化」は
http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。
- (8) 仮排水路及び施工ヤードの復旧条件並びに 19 号分水工の改修条件については、管理者及び地権者との協議結果を踏まえ、最終的に決定するものとする。なお、管理者及び地権者との協議は発注者にて行うこととする。

（業務の成果品質確保対策）

第 3－3 条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策（農水省 WEB サイト）」を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

- 1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。
 - ① 設計条件・前提条件
 - ② 業務計画の妥当性
 - ③ スケジュール
 - ④ その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等
- 2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。
- (2) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。
- (3) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し相互に確認するものとする。

（業務写真における黑板情報の電子化）

第 3－4 条 黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の 1 から 4 によりこれを実施するものとする。

1. 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器」という。）は電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTIREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2. 機器等の導入

- (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3. 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子写真データの作成要領（案）6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4. 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に（URL「<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」）のチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性の確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5. 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ

最終回 業務報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R又はDVD-R）正副2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。

2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

(成果物の提出先)

第5－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

静岡県浜松市中央区砂山町350番地5 浜松駅南ビルディング11F
関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (7) 現地調査、資料の検討の結果、測量を追加する必要があるが生じた場合。
- (8) 歩掛検証の結果、別に示す設計歩掛と著しく乖離していると判断される場合。
- (9) その他重要な変更が生じた場合。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別 紙 1

【設計作業項目内訳表 導水幹線水路（5号バイパストンネル上流部の仮排水路復旧）：排水路（実施設計）】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業項目	備考
		当初	
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	○	
2. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○	
3. 設計計画	詳細実測資料に基づき水理構造条件を決定する。	○	
3-1. 基本条件の検討		○	
3-2. 排水路タイプ及び断面形状の検討	水路タイプ及び実施断面の詳細を決定する。	○	
4. 水理検討	実施断面による各種損失水頭の計算及び実施断面の水理計算を行う。	○	
4-1. 水理計算		○	
5. 構造計算	各実施断面についての詳細構造計算を行う。	○	
6. 構造図作成	全断面の構造一般図並びに構造配筋図、鉄筋加工図、バレル割図、ドレーン等詳細図を作成する。	○	
7. 平面縦断面図作成	平面縦断面図に全タイプの位置及び断面の表示、タイプ区分、安全施設、管理施設等を記入する。	○	
8. 土工図作成	土工横断面図、施工法区分（単価区分）毎の切盛土量、法面保護工長等を記入する。	○	
9. 数量計算	工区毎、施工法区分毎、タイプ毎のコンクリート、附帯工材料、仮設工材料等の詳細数量計算をする。	○	
10. 施工計画	土工計画、仮設備その他施工順序、施工方法、工程計画を作成する。	○	
11. 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	○	
12. 総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	○	
13. 点検取りまとめ	水理構造計算、数量計算の点検、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○	

【設計作業項目内訳表 導水幹線水路（５号バイパストンネル上流部施工ヤード復旧）

：ほ場整備（実施設計）】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業項目	備考
		当初	
1. 現地調査			
1-1. 現地調査	地区内を詳細に踏査し、把握する。	○	
1-2. 現況施設調査	実施設計を行うに当たって、不足している部分の補足調査を行う。	○	
1-3. 各種施設の取付点標高測量	各種施設取付点の標高測量を行う。	○	
1-4. 各種取付点平面位置調査	計画主要施設及び各種施設取付点の平面測量（1/100～1/500）を行う。	○	
2. 資料の検討及び収集			
2-1. 資料の検討	実施設計のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。	○	
3. 計画・設計諸元検討			
3-1. 区画形状の検討	地形、営農、導入機械規模及び道路体系から地区に適した標準区画を決定する。	○	
3-2. 計画平面図作成	地区及びその周辺の自然条件、用排水系統、道路体系等を勘案して、地区内の用排水路、道路の配置、ほ区、耕区の決定を行い、現況計画平面図（1/1000）及び計画平面図（施設計画図 1/1,000）を作成する。	○	
3-3. 面積算定	1/1,000 図上で、座標読取機の使用により面積を測定し、各種計画が樹立できるようまとめる。	○	
4. 施設設計			
4-1. 附帯施設設計	工種別、タイプ別に必要に応じ構造計算を行い標準構造図を作成する。	○	
4-2. 整地計算	全筆の地均計算とブルドーザー運転時間を計算する。	○	
4-3. 数量計算	詳細数量計算を行う。	○	
5. 概算工事費積算	各工種単価を作成し、概算工事費を算定する。	○	
6. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	

【設計作業項目内訳表 南部幹線水路（19号分土工）改修実施設計（補足検討）

：射流分土工並びにチェックゲート（実施設計）】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業項目	備考
		当初	
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	○	
2. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○	
3. 構造検討 3-1. 構造計算	各断面についての詳細構造計算を行う。	○	
3-2. 構造図作成	構造一般図、構造詳細図、配筋図、鉄筋加工図等（電動バルブの機側操作盤外形図、配線図含む）の図面を作成する。	○	
4. 土工図作成	施工法区分（単価区分）毎の土工数量等を記入した詳細図を作成する。	○	
5. 数量計算	土工、コンクリート、鉄筋、型枠、附帯施設等の詳細数量計算をする。	○	
6. 施工計画	分土工の施工法（仮回し水路など仮設計画含む）と工程計画の詳細について作成する。	○	
7. 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	○	
8. 総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	○	
9. 点検取りまとめ	水理構造計算、数量計算、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○	